

平成29年度
事業計画書



社会福祉法人
妙高市社会福祉協議会

平成 29 年度妙高市社会福祉協議会事業計画

基本方針

妙高市においては、少子高齢化の進展や核家族化などに伴い、支援を必要とするひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加とともに、認知症高齢者や生活困窮者の増大により、制度の狭間にあるニーズが広がるなど地域における福祉課題や生活課題への対応が急務となっております。また、近年の異常気象などに伴う災害時支援の取組など、社会福祉協議会の役割が今まで以上に問われています。

このため本会では、「高齢になっても障がいがあっても、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けることができる」という活動理念の実現に向けて、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等と協働し、妙高市と連携を図りながら、地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。また、大規模災害に備え、妙高青年会議所や上越市社協との連携を強化し、ボランティアセンターの充実・強化を図ります。

また、介護報酬の引き下げや新たな入所施設の開所などに伴い経営環境が厳しい介護部門については、居宅介護支援、訪問介護、通所介護の各事業所との連携強化とともに、地域福祉部門との連携を図り、利用者の満足度向上を図る一方、新規利用者の獲得に努め、経営の改善に努めます。

事業実施計画等

I 地域福祉事業

地域安心ネットワーク推進事業（委託）

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの要支援者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域コミュニティや関係機関と連携し、すべての町内会、集落で取り組まれている見守り体制の充実と強化を図ります。

- ◆事業内容：
 - ・要支援者の実態把握や、必要な支援を行う地域支援専門員の配置
 - ・要支援者のあったかネットワーク（見守りネットワーク）の充実と強化
 - ・地域のつながりや関係者の実状にあわせ、柔軟に地域連携会議の開催
 - ・行政機関（福祉介護課地域包括支援係や健康保険課健康づくり係など）との連携を図り、介護予防の促進や自殺予防の強化
 - ・要援護者情報連絡票を活用した行政機関（福祉介護課地域包括支援係）へのすみやかな情報提供及び行政機関と連携した課題の早期対応と解決
 - ・生活支援コーディネーター（福祉介護課地域包括支援係職員）との定期的な連携会議を開催し、あったかネットワーク（見守りネットワーク）福祉協力員の研修や地域連携会議で得た情報の共有

介護予防・生活支援サービス事業通所型サービス運営事業（委託）

閉じこもりがちな虚弱高齢者や要支援者を対象に、行政機関（福祉介護課地域包括支援係）と連携し、介護予防プログラムや趣味活動などを提供し、介護予防や社会的孤立の解消を図ります。

1. おまんたクラブ

- ◆対象：虚弱高齢者（介護予防・生活支援サービス事業対象者）や要支援者で、市役所への登録が済んだ方
- ◆場所：妙高地区 妙高保健センター 2階
- ◆開催日：週3回（月曜日・水曜日・金曜日）＊月曜日は半日コース、他曜日は1日コース
- ◆参加費：1回300円（弁当、おやつ代別途）
- ◆事業内容：
 - ・看護師1名、活動員2名、介護サポーター1名、運転員1名による、介護予防プログラム（運動機能向上、口腔機能向上、回想法などの認知症予防、生活機能向上）や趣味活動、送迎などの実施指導
 - ・年1回の体力測定や基本チェックリスト、日常生活の把握、個々のケアプラン作成と評価
 - ・介護予防サポーターへの連絡、調整
 - ・1日コース利用者に対する昼食提供と料金徴収

2. 自主トレーニング

- ◆対象：足腰に不安を感じている高齢者、健康に関心がある高齢者など
- ◆場所：妙高地区 妙高保健センター 2階 ＊おまんたクラブとは別室
- ◆開催日：週1回半日（金曜日）
- ◆参加費：1回250円
- ◆事業内容：
 - ・運動指導員1名による、マシン利用サポートや運動指導

コミュニケーション支援事業（委託）

聴覚、言語、音声機能などの障がい者に対して、行政機関（福祉介護課障がい福祉係）や上越市社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣を調整し、コミュニケーションの支援を行います。

- ◆対象：市内の聴覚及び言語、音声機能などに障がいのある方
- ◆利用料：無料
- ◆事業内容：
 - ・コーディネーターの配置
 - ・対象者のニーズに応じた奉仕員の派遣調整と活動のサポート
 - ・行政機関（福祉介護課障がい福祉係）や上越市社会福祉協議会、ろう協会、保育園や学校など、関係機関との連絡調整
 - ・補助員の実践力向上のための、手話奉仕員との同行派遣の調整

ふれあい号運行事業（委託）

障がい者の社会参加の促進を支援するためコーディネーターを配置し、ふれあい号（リフトバス）運行調整を行います。

- ◆対象：障がいのある方で、市役所への登録が済んだ方
- ◆利用料：無料
- ◆事業内容：
 - ・コーディネーターの配置
 - ・ふれあい号（リフトバス）2台の送迎調整と安全運行のための車両管理
 - ・ハスクル（余暇活動及び社会参加を目的とした講座）への送迎
 - ・車椅子等を利用している方の通院の送迎
 - ・運転員（シルバー人材センター）や行政機関（福祉介護課障がい福祉係）との連絡調整

要援護世帯冬期在宅支援事業（委託）

要援護世帯の冬期間の雪に対する不安を解消し、在宅で安心して生活が出来るように、行政機関や民生委員・児童委員と連携し、屋根雪除雪や雪踏みの相談支援を行います。

- ◆対象：高齢者、障がい者、母子などの世帯で、自力で除雪が困難な要援護世帯
- ◆事業内容：
 - ・市福祉介護課や民生委員・児童委員、除雪業者など関係機関との連携
 - ・要援護世帯の相談支援
 - ・経済的支援世帯の除雪業者の手配や調整、費用の支払い

高齢者世話付き住宅生活援助員派遣事業（委託）

シルバーハウジング（市営朝日町住宅）に入居している高齢者が安心して生活できるよう、生活援助員を派遣し、生活指導や相談、安否確認などを行います。

- ◆対象：シルバーハウジング（市営朝日町住宅）2階から4階の入居者
- ◆事業内容：
 - ・生活援助員による生活指導、相談支援、安否確認、緊急時対応
 - ・行政機関への報告と連携

民生委員児童委員活動支援事業（補助）

妙高市民生委員児童委員協議会の事務局を担い、研修会開催や6つの単位民児協でそれぞれ月1回開催される定例会議の運営などをサポートし、委員の円滑な活動を支援します。また、行政機関（福祉介護課地域包括支援係）や県民生委員児童委員協議会などの関係機関と連携し、100周年に伴う各種記念大会や研修会の参加に伴う支援を行います。

- ◆事業内容：
 - ・行政機関（福祉介護課地域包括支援係）との定例会議前の打ち合わせ及び、月1回開催される6単位民児協定例会議の開催支援
 - ・行政機関と連携した委員の日常の活動に関する相談支援
 - ・全体会（総会）や役員会など、各種会議の連絡調整や開催支援
 - ・委員の活動に係る報告資料作成や互助・表彰など各種手続き

生活支援ボランティア事業（補助）

在宅や施設で生活している高齢者や障がい者世帯に対し、介護保険制度や障害者総合支援法などのサービスでは補えない部分をボランティアが支援することで、日常生活を円滑に送れるように支援します。また、ボランティア活動に興味・関心のある市民や、既に活動をしているボランティアの不安を取り除き、自分に合った活動が継続できるように助言などを行います。

- ◆対象：在宅で生活している高齢者や障がい者の世帯など
- ◆利用料：1時間500円、30分250円 *ゴミ出しは4回で1時間分の利用料
- ◆事業内容：
 - ・掃除や買い物代行などの家事支援、話し相手、通院同行など、個別のニーズにあわせたボランティアの派遣調整や活動の支援
 - ・介護支援専門員や行政機関など関係機関との連携を図り、生活支援の強化
 - ・支援の方向性や情報を共有のためのカンファレンス出席や関係者への連絡調整
 - ・様々な生活ニーズに柔軟に対応するためのボランティアのスキルアップ
 - ・個人や団体の目的や意向に即した相談支援の実施
 - ・社協だよりなどを活用したボランティア募集や事業の広報周知

災害ボランティア事業（補助）

妙高市で災害が発生したときに、速やかに災害ボランティアセンターを設置・運営できるように、妙高青年会議所や行政機関（総務課防災係・福祉介護課高齢福祉係）などと連携し、マニュアルの見直しを図るとともに、上越市社協と連携し市民ボランティアの養成・育成などを行い、ボランティアセンターの運営体制の強化を図ります。

- ◆事業内容：
 - ・災害時対応検討会（妙高青年会議所・行政機関・社協）を開催し、マニュアル見直しや具体的役割の検討
 - ・上越市社協と共催し、災害ボランティア養成講座の実施
 - ・災害ボランティアセンター支援者事前登録制度の周知及び登録者の研修
 - ・「災害時相互協力協定」を締結した妙高青年会議所やボランティア団体などと災害ボランティアセンターの設置運営訓練の実施
 - ・「災害時等における相互支援活動に関する協定」を締結した日光市社協及び日光市社協を通じて交流のある東松島市社協、相馬市社協との合同研修（妙高市で開催）

福祉団体活動助成事業（補助）

各福祉団体が目的に即した活動や運営ができるように側面的な支援を行うとともに、遺族会と連携し、戦没者追悼法要を実施します。

- ◆団体：遺族会・身体障がい者福祉協会・手をつなぐ育成会・母子寡婦福祉会
 - ・精神障がい者家族会・かいご者友の会
- ◆事業内容：
 - ・団体の活動や事業実施に関する相談支援、必要な機材の貸し出し、文書や会費などの代行受理、ボランティア派遣の調整、関係機関との連絡調整など
 - ・遺族会と連携し、戦没者追悼法要の実施

日常生活自立支援事業（補助）

日常の生活をしていく上で必要な福祉サービスの利用等について、自分一人の判断で行うのに不安のある方に対して、基幹的社会福祉協議会（上越市社協）の専門員の支援のもと、福祉サービスの利用申請手続きや日常的な金銭管理などを行い、自立した生活が送れるように支援します。

- ◆対象：認知症の高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等で、軽度の判断能力の低下がみられる方
- ◆利用料：1回1時間まで1,200円（1時間を超える場合、30分ごとに400円）と、生活支援員の交通費（1km22円実費）
 - * 専門員による訪問・相談・計画作成は無料
- ◆事業内容：
 - ・生活支援員の活動支援と新規利用者に対する生活支援員の選任
 - ・基幹的社会福祉協議会（上越市社協）専門員や関係機関との連絡調整やカンファレンス出席
 - ・預かり物件の適正管理、ケース記録の作成

福祉総合相談支援事業（補助）

市民が安心して生活を送れるよう、生活上の困りごとや介護の悩みなどに対する相談窓口を設け、関係機関と連携を図りながら不安を軽減できるよう支援します。

1. 介護相談

- ◆相談日：月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
- ◆相談料：無料
- ◆事業内容：
 - ・福祉制度や福祉サービスの紹介、相談
 - ・行政機関（福祉介護課地域包括支援係）等と連携し、問題解決

2. 無料弁護士相談

- ◆相談日：毎月1回 最終金曜日 13時00分～17時00分（1人30分） *要予約
- ◆定員：8名
- ◆相談料：無料
- ◆事業内容：
 - ・プライバシーに配慮した受付
 - ・行政機関（市民税務課市民窓口係）や新潟県弁護士会との調整
 - ・社協だよりやホームページを活用した事業の周知

生活福祉資金相談事業（補助、県社協委託）

低所得者や高齢者、障がい者などの世帯の経済的な自立や、生活の落層防止のために相談員を配置し、新潟県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金の貸付や償還指導などを行います。

- ◆対象：低所得者、高齢者、障がい者などの世帯
- ◆主な資金種類：緊急小口資金、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金など
- ◆事業内容：
 - ・相談員の配置
 - ・県社協や民生委員・児童委員、行政機関（福祉介護課援護係）の生活困窮者自立支援事業相談支援員などと連携し、貸付相談及び返済指導

地域の茶の間助成事業

小地域を基盤に、住民自らが企画運営する地域の茶の間やサロン活動の運営費の一部を助成し、地域の拠点づくりを支援するとともに、介護予防や高齢者の健康づくりを推進します。

- ◆対象：年4回以上実施している地区町内会など
- ◆助成額：1回1,000円×年間の開催回数（上限額は12,000円）
- ◆事業内容：
 - ・運営費助成による地域住民活動の支援
 - ・社協だよりなどを活用した事業の広報周知

お楽しみランチ事業

調理ボランティアが作った手作り弁当を、配達ボランティアが高齢者世帯へ届けることで、高齢者の見守り・声かけ、安否確認を行います。

- ◆開催：月2回（新井地区3カ所・高原地区1カ所・妙高地区1カ所の合計5カ所）
- ◆対象：概ね70歳以上の高齢者世帯
- ◆利用料：1食300円
- ◆事業内容：
 - ・新規利用に関する相談、調理ボランティアや民生委員・児童委員など関係者との連絡調整
 - ・調理ボランティアの活動場所を訪問し、調理に必要な資材の補充や情報共有、活動の支援
 - ・配達ボランティアへの連絡調整や配達後の利用者の状況確認・対応
 - ・社協だよりなどを活用したボランティアの活動紹介や事業の広報周知

障がい者交流事業

日帰りバスツアーの開催をとおして、障がい者の外出や様々な人との交流の機会を図り、社会参加を支援します。

- ◆対象：身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者
- ◆事業内容：
 - ・市民ボランティアとの連携・協力により、障がい者が安全に楽しめるバスツアーの検討・実施
 - ・社協だよりなどを活用した事業の広報周知

福祉教育事業

新井高校社会科クラブによるあったかネットワークの取り組みや、日光市社協との協働による高校生を主体としたボランティア活動などにより福祉教育の充実を図ります。

- ◆事業内容：
 - ・新井高校社会科クラブ顧問や民生委員・児童委員との連携による、クラブ生徒のあったかネットワーク福祉協力員としての活動支援
 - ・日光市学生ボランティアと妙高市学生ボランティアの交流研修の実施

妙高あったかネットワーク事業

特に閉じこもりがちな冬期間の利用世帯の見守り強化を図るため、歳末訪問を行うとともに、福祉協力員の日頃の活動をねぎらい、交流を行うことで、活動の継続をフォローします。

- ◆事業内容：・12月の訪問に合わせた社協オリジナルカレンダー配布による歳末訪問の実施

福祉用具貸出・おむつ給付事業

病院からの外泊や退院、旅行などで、一時的に車椅子の使用やおむつの利用が必要な方に対して貸し出しや給付を行います。

- ◆対象：公的制度の対象とならない方
- ◆利用料：無料（貸出期間は最長3ヵ月）
- ◆事業内容：・安全に利用できるように、機材や資材の管理・整備
・社協だよりやホームページなどを活用した事業の周知

地域福祉活動計画策定事業

地域住民や福祉関係者などから地域福祉活動を推進する担い手となっていただくため、市の「地域福祉計画」にあわせ、具体的に活動に取り組むための指針となる「地域福祉活動計画」を策定します。

- ◆事業内容：・行政と連携し、市の地域福祉計画にあわせた地域福祉活動計画の策定

共同募金活動

新潟県共同募金会妙高市共同募金委員会事務局として、社会福祉協議会役員や民生委員・児童委員の協力を得ながら、共同募金運動の推進を図ります。

- ◆事業内容：・県共同募金会や民生委員・児童委員など関係機関と連携した募金活動の実施
・企業訪問やダイレクトメールによる法人への働きかけ強化
・運営委員会や助成審査委員会の開催及び県共同募金会への各種申請・報告業務
・社協だよりやホームページを活用した、募金の使途・目的の周知

新潟県民福祉大会（共催）

本県社会福祉の更なる充実を目指す機会として、妙高市を会場に第67回新潟県民福祉大会を開催します。

- ◆主催(予定)：新潟県、県社協、県共同募金会、妙高市、妙高市社協
- ◆開催日：平成29年10月17日(火)、18日(水)
- ◆会場：妙高市文化ホール、新井ふれあい会館

Ⅱ 介護保険事業

居宅介護支援事業

1. 運営方針

介護を必要としている方（以下利用者）が、自宅で自立した生活を過ごすことが出来るよう、その方に合ったサービス計画を作成し、利用者並びに家族が安心した生活が送れるように支援します。

2. 事業内容

利用者自身が「できること」に注目し、自立支援にむけたサービス計画を作成します。

また、利用者がサービスの種類や事業所を選ぶにあたっては、常に公正中立な立場に立ち支援します。

(1) 指定居宅介護支援事業

要介護度1から5の認定を受けている方の居宅サービス計画の作成

(2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の受託

要支援1、2の認定を受けている方、基本チェックリストにより、事業対象者と判断された方の介護予防サービス支援計画の作成

3. 事業目標

法令順守責任者のもと法令順守体制の分析・評価（サービスの実施内容・報酬の請求等のチェック、確認）を管理者が行います。

(1) サービス計画を作成するに当たり、利用者の状況に応じて利用者の選択に基づき保険サービスの調整だけにとどまらず、社会資源の活用、他の制度の活用を調整していけるよう努めます。

(2) 職員間及びサービス提供事業所との情報交換や意見交換を行うなど連携や調整を図り、利用者及び家族にとって適切なサービス計画を作成するよう努めます。

(3) サービスの質の向上を図るとともに、特定事業所加算Ⅲを継続して算定できる体制づくりを行います。

(4) 24時間連絡体制の確保や主任介護支援専門員を中心とした定期的な会議・研修を持ち事業所の質の向上を図ります。

(5) 利用者の入院（退院）や入所（退所）に対して適切な連携を図り包括的な支援に努めます。

4. 職員体制（平成29年4月）

常勤介護支援専門員 3名（うち、主任介護支援専門員・管理者兼務1名）

5. 計画作成数（月当たり）

サービス計画作成目標数・・・介護85件以上／月 予防21件／月

介護支援専門員一人当たりの上限・・・介護給付は35件 予防給付は8件とする

6. 営業日・営業時間

営業日：月曜日～金曜日（祝祭日、休日、年末年始を除く）

営業時間：8時30分～17時30分（受付時間：年中無休にて受付）

7. 会議

定例会議・・・・・・・・・・1回/週 1時間程度

ケース検討会議・・・・・・1～2回/月

8. 研修会の開催（職場内・外）

職員の研鑽を積むために研修会を開催します。また有意義な研修会に積極的に参加します。

- ・ 総合事業の勉強会 1回/年
- ・ 個人情報保護に関する研修会 1回/年
- ・ 認知症に関する研修会 2回/年
- ・ 介護サービス計画立案に関する研修会 3回/年
- ・ 難病に関する研修会 1回/年
- ・ 介護ネットワーク（ケアマネ広場）参加 4回/年
- ・ 県介護支援専門員協会の研修参加 1～2回
- ・ 上越地域介護支援事業推進協議会開催の研修参加 年2回程度
- ・ サービス事業所との話し合い 1回/年 愛広苑（案）
- ・ 高齢者の栄養についての研修 年2回
- ・ 介護教室の開催 1回/年 10月頃
- ・ 感染症研修 11月頃

訪問介護事業

1. 運営方針

サービスを利用される方の心身の状況だけでなく、それぞれの環境に応じた適切なサービス提供を心がけ、利用者が住み慣れた居宅で出来る限り自立した安全な生活を送れるように努めます。

また、居宅サービス計画に沿いながら、利用者に対して生活機能の維持及び改善に着目したサービスの提供に努めます。

2. 事業内容

介護を必要とする高齢者、または心身に障がいを抱えている方々に、訪問介護員を派遣し身体介護や生活援助など、その方に必要なサービスを提供します。

(1) 指定訪問介護事業

要介護度1から5の認定を受けている方へのサービス提供

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1、2の認定を受けている方、基本チェックリストにより、事業対象者と判断された方へのサービス提供

- ・基準型訪問サービス…介護予防訪問介護事業に相当するサービス
- ・緩和型訪問サービス…調理、掃除、買い物等の生活支援サービス

(3) 指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業(障がい福祉サービス)

心身に障がいを抱えている方へのサービス提供

3. 事業目標

サービスの質と職員の資質の向上を図るとともに、収支の改善を図ります。

- (1) サービスの質の向上を図るとともに、特定事業所加算Ⅱを継続して算定できる体制づくりを行います。
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅰを算定し、介護職員の資質向上と処遇改善を図ります。
- (3) 苦情、要望、意見、相談等を利用者及びその家族から申し出やすい環境を整備し、アンケート調査を行い、その結果を分析しサービスの質の向上を図ります。
- (4) 計画的に研修会の開催や外部の研修会に参加し、職員の資質向上を図ります。
- (5) 介護福祉士の資格取得を支援し、職員のスキルアップを図ります。
- (6) 法令遵守責任者のもと法令遵守体制の分析・評価(サービスの実施内容・報酬の請求等のチェック、確認)を主任及び管理者が行います。
- (7) ヒヤリ・ハット報告の徹底や検証により、利用者に対し安全で快適なサービスが提供できるように、職員の資質向上に努めます。
- (8) 事業所内での情報の共有を図り、均一なサービス提供とリスク回避に努めます。
- (9) 感染症や食中毒発生防止のため、衛生管理に努めます。
- (10) 交通事故防止のため、助成金を活用し、老朽化した車両を更新します。

4. 職員体制

職 種	配置基準	平成 28 年 4 月職員配置	職員数
管理者	1 名	1 名（兼務）	・ 事務局長 1 名
主任訪問介護員	—	1 名（兼務）	・ 正規職員 3 名 ・ パート職員 7 名 ・ 事務パート 1 名 計 11 名
サービス提供責任者	各 1 名以上	2 名（兼務）	
訪問介護員	各 1 名以上	10 名	
事務員	—		

5. 営業日、営業時間

営業日：年中無休

営業時間：8時00分～18時00分

6. 利用料金等

(1) 指定訪問介護事業

厚生労働大臣が定めた告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合はその一割の額とします。
 （一定所得以上の場合は二割）

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、法定代理受領サービスの場合はその一割の額とします。（一定所得以上の場合は二割）

(3) 指定居宅介護事業・指定重度訪問介護事業

厚生労働大臣が定めた告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合はその一割の額（一定所得以上の場合は二割）で、市が定める負担上限額の範囲内の額とします。

7. サービス提供計画（訪問介護、日常生活支援総合事業、居宅介護計）

	平成 29 年度 計画		平成 28 年度 見込	
	回数	時間	回数	時間
年間計	7,200 回	7,380 時間	7,080 回	7,236 時間
月平均	600 回	615 時間	590 回	603 時間

8. 会議、研修会の開催、参加

職員の資質向上を図るため、計画的に研修会を開催します。また、県や市及び関係団体等が開催する研修について積極的に参加します。

- ・ 職員研修会、ケース検討会議・・・ 1 回／月
- ・ リスク対策会議（苦情、事故、ヒヤリハット等）・・・ 随時開催
- ・ モニタリング会議（訪問介護計画変更時、認定更新時など）・・・ 随時開催

通所介護事業（デイサービスセンター朝日）

1. 運営方針

通所介護を利用される方々の心身の特性を踏まえて、その人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要なサービスの提供を行います。

2. 事業内容

通所介護事業所〔デイサービスセンター朝日〕に通所いただき、送迎、健康チェック、入浴、食事(給食)、機能訓練やレクリエーションなどのサービスを提供します。また、利用者の能力に応じ必要な介助を行います。

- (1) 指定通所介護事業 … 要介護度1から5の認定者へのサービス提供
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業 要支援1、2の認定者、事業対象者へのサービス提供
 - ・基準型通所サービス…従前の介護予防通所介護に相当するサービス
 - ・緩和型通所サービス…従前の介護予防通所介護を緩和した基準により実施するサービス

3. 事業目標

介護保険制度の改正や多様化する利用者・家族のニーズに対応し、利用者には選ばれる施設作りを目指します。

- (1) 介護保険制度の施策の変化に対応し、サービス内容、提供体制を整え、利用者にとってよりよい施設づくりを目指します。
- (2) 広報誌やインターネットの活用等により居宅介護支援事業所などの関係機関および地域に向けた広報活動を行います。
- (3) 中重度者ケア体制加算を継続して算定し、中重度の要介護者や認知症のかたでも安心して利用することができるよう、必要な職員体制の整備を図ります。
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅰを算定し、介護職員の資質向上と処遇改善を図ります。
- (5) 介護サービス事業として法令等を遵守し、適正なサービス提供を行うとともに、法令遵守責任者のもと法令遵守体制の分析・評価（サービスの実施内容、報酬の請求等のチェック等）を主任及び管理者が実施します。
- (6) 研修会の開催または参加により、スタッフの介護技術や知識の向上を図ります。
- (7) ヒヤリ・ハット報告の徹底及び検証により、施設内外の事故発生防止に努めます。
- (8) 施設内の安全衛生管理を徹底し、感染症の集団発生を予防します。
- (9) ボランティアによる慰問、家族や地域の方々へ施設行事への参加を呼びかけ、地域との交流、デイサービスへの理解を図ります。
- (10) 苦情、要望、意見、相談等を利用者及びその家族から申し出やすい環境を整備します。
- (11) 老朽化した設備、備品等の入替えは助成金等を活用し、計画的に行います。

4. 施設概要

名 称 : デイサービスセンター朝日
 住 所 : 妙高市朝日町1-9-14 (市営朝日町住宅1F部分)
 延床面積 : 732.62㎡
 開 設 : 平成17年2月22日
 定 員 : 30名

5. 職員体制

職 種	職員配置基準	H29年4月職員配置	職員数
所長(管理者)	1名	1名(生活相談員兼務)	・職員 8名 ・臨時職員 1名 ・介護パート 7名 ・看護パート 2名 ・事務パート 1名 ・運転パート 3名 計 22名
生活相談員	1名以上	3名(3名兼務)	
看護職員	1名以上(兼務可)	4名(4名兼務)	
介護職員	4名以上	15名(4名兼務)	
機能訓練指導員	1名(兼務可)	4名(看護職員と兼務)	
事務員	—	1名	
運転員	—	3名	

6. 営業日、営業時間

営 業 日 : 通年営業(メンテナンス休業あり)
 営 業 時 間 : 8時30分～17時30分
 サービス提供時間 : 8時30分～16時30分

7. 利用料金等

利 用 料	指定通所介護事業	厚生労働大臣が定めた告示上の額の一割 (一定所得以上の場合は二割)	
	介護予防・日常生活支援 総合事業	市が定めた額の一割 (一定所得以上の場合は二割)	
その他の負担金	昼食費(1食)	通常	580円
		生活保護受給者、利用者負 担軽減対象者	300円(食材費)
	おやつ代(1食)		50円
	おむつ代		実費

8. 利用計画

	営業日	最大定員数	利用者計画	利用率
H29年度計画	364日	10,920人	8,190人	75.0%
H28年度推計	364日	10,920人	7,555人	73.5%

9. 付加サービス

利用者の健康維持や利便性を高める各種サービスを提供し、利用者の増加を図ります。

- ①機能訓練・リハビリ講習…新潟労災病院の理学療法士より集団の機能訓練や個別の機能訓練・リハビリの指導・助言をいただき、利用者に対して講習を行います。
- ②栄養講習…給食業務委託事業者の管理栄養士により、食事や栄養についての講習を行います。
- ③理美容サービス…理美容店に行くことが困難な利用者へ理美容サービスを提供します。
- ④夕食弁当持ち帰りサービス…デイサービス利用日に夕食として持ち帰れるよう弁当を手配します。

10. 会議・研修会

(1) 諸会議の開催

- ・ 主任会議・・・1回/月
- ・ 職員会議・・・1回/月
- ・ ケース検討会議・・・1～2回/月
- ・ パート職員会議・・・随時開催

(2) 各委員会の開催

- ・ マニュアル・リスクマネジメント委員会 ・ 安全衛生委員会
- ・ 機能訓練委員会 ・ レクリエーション委員会
- ・ 給食委員会 ・ 広報誌編集委員会 ・ 防災委員会（防災訓練の実施）

(3) 研修会の開催、参加

職員の資質向上を図るため研修会を開催する。また、サービスに関する最新の技術・知識を習得するため、必要と思われる研修会等に積極的に参加します。

- ・ 職員全体研修会・・・2回/年 ・ 感染症予防研修会・・・1回/年
- ・ 介護技術研修会・・・1回/年 ・ 防災訓練の実施・・・2回/年
- ・ その他 必要な研修の実施および外部研修等への参加

11. 年間行事計画

- ①季節感のある行事や外出イベントなどを取り入れることで、利用者の心に潤いを与え生活の質の向上を図ります。
- ②利用者が自身の趣味や特技、個性を発揮し主体的に関わることで、楽しみながら機能訓練や作業訓練となるような行事や行事食を実施します。
- ③利用者に健康維持のための栄養管理の大切さを理解していただくために給食業務委託業者より栄養士を講師に招き、講習会を行います。
- ④歌や踊りなどの慰問やイベント・行事のスタッフ等として地域のボランティアに活動いただくことを通して、地域と施設の交流を図ります。
- ⑤中心市街地にあるデイサービスという利便性を生かし、文化施設の利用、お祭りの見学、商店街への買い物ツアーなどに取り組みます。

〈平成29年度 主な行事計画〉

月	季節行事など	その他行事	慰問ボランティア	行事食・おやつ
4月	お花見ドライブ	さくら風呂 買物ツアー 写真たて作り カレンダー作り	大正琴演奏 日本舞踊 歌・昔話 弾き語りコンサート	お花見御膳 さくら餅作り、抹茶
5月	端午の節句撮影会 新緑ドライブ	菖蒲湯 買物ツアー カレンダー作り	風祭：お神輿見学 オカリナ演奏 日本舞踊	わたあめ、たこ焼き かしわ餅 抹茶のお菓子 よもぎ餅作り
6月	外食ドライブ	変わり湯 買物ツアー 七夕飾り作り カレンダー作り	大正琴演奏 日本舞踊 ギター弾き語り	おやつバイキング 郷土食 和菓子の日、抹茶 ホットケーキ作り
7月	七夕の飾りつけ 七夕コンサート 外食ドライブ	変わり湯 買物ツアー 栄養講習会 カレンダー作り	エレクトーン演奏 日本舞踊 歌謡ショー	ちまき作り 七夕おやつ 土用丑の日メニュー 冷しぜんざい 栄養講習会
8月	屋台祭り 蓮ドライブ (2日間)	変わり湯 買物ツアー カレンダー作り	大正琴演奏 車椅子ダンス 日本舞踊	かき氷、綿あめ ところてん 笹寿司 郷土食
9月	敬老の日 運動会	薬草風呂 買物ツアー カレンダー作り 朝市散策	女声コーラス 日本舞踊 腹話術	抹茶 敬老の日 松華堂弁当 おはぎ作り フレンチトースト作り
10月	外食ドライブ ハロウィン撮影会	買物ツアー 変わり湯 六十の市見学 写真たて作り カレンダー作り	大正琴演奏 保育園交流会	おやつバイキング きのこ汁 どら焼き作り
11月	おたや 別院参拝	りんご風呂 買物ツアー カレンダー作り 紙ずもう大会	日本舞踊 保育園交流会 歌謡ショー リコーダー演奏会	大判焼き、たこ焼き お好み焼き作り そば打ち体験 郷土食 ふろふき大根
12月	クリスマス飾りつけ クリスマスコンサート 大晦日	ゆず湯 カレンダー作り	大正琴演奏 歌謡ショー エレクトーン演奏 サンタクロース扮装	郷土食 クリスマスバイキング クリスマスケーキ作り 年越しそば 栄養講習会
1月	お正月ゲーム大会 書初め 新春イベント	紙ずもう大会 みかん風呂 カレンダー作り	日本舞踊 サックス演奏 日本舞踊	おせち料理 七草粥 お汁粉 おでん 洋菓子作り 巻き寿司作り

月	季節行事など	その他行事	慰問ボランティア	行事食・おやつ
2月	節分ゲーム 開所記念日	紙ずもう大会 薬草風呂 ひなまつり写真 たて作り カレンダー作り	鬼扮装 大正琴演奏 民謡・踊り	助六寿司 芋もち作り おでん にぎり寿司実演 郷土食 バレンタインデザート
3月	ひな祭り撮影会	紙ずもう大会 変わり湯 カレンダー作り	歌謡ショー サクソ演奏 日本舞踊 ギター弾き語り	ちらし寿司、ひなあら れ、甘酒 フレンチトースト作り みそ田楽 ぼたもち作り 押し寿司作り

平成29年 3月28日 提 出

平成29年 3月28日 議 決

社会福祉法人
妙高市社会福祉協議会
会 長 竹内 十四男